

## 総合入院体制加算の実績要件等の見直し

骨子【I-1(6)】

### 第1 基本的な考え方

総合入院体制加算について、総合的かつ専門的な急性期医療を適切に評価する観点から、加算1について、化学療法の要件の見直しを行うとともに、新たに急性期患者に対する医療の提供密度に関する要件等を追加し、また、加算2について、一定程度の実績を満たすことを要件とし、新たに認知症・精神疾患患者等の受入れ体制に関する要件等を追加した上で評価の見直しを行う。

### 第2 具体的な内容

総合入院体制加算について、総合的かつ専門的な急性期医療を適切に評価する観点から、以下のとおり見直しを行う。

現 行	改 定 案
<p>【総合入院体制加算】</p> <p>総合入院体制加算 1            240点</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>総合入院体制加算 2            120点</p> <p>[施設基準等]</p> <p>総合入院体制加算 1</p> <p>① 年間の手術件数が 800件以上であること。また、実績要件をすべて満たしていること。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>【総合入院体制加算】</p> <p>総合入院体制加算 1            240点</p> <p>総合入院体制加算 2            180点(新)</p> <p>総合入院体制加算 3            120点</p> <p>[施設基準等]</p> <p>総合入院体制加算 1</p> <p>① 年間の手術件数が 800件以上であること。また、実績要件をすべて満たしていること。</p> <p>② <u>当該保険医療機関の算定対象病棟において、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票におけるA得点が2点以上又はC得点が</u></p>

<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>1点以上の患者が3割以上であること。</u></p> <p>③ <u>公益財団法人日本医療機能評価機構等が行う医療機能評価を受けている病院又はこれらに準ずる病院であること。</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>総合入院体制加算2</u></p> <p>① <u>年間の手術件数が800件以上であること、年間の救急用の自動車等による搬送件数が2,000件以上であること。また、実績要件について全て満たしていることが望ましく、少なくとも4つ以上満たしていること。</u></p> <p>② <u>精神科については、24時間対応できる体制（自院又は他院の精神科医が、速やかに診療に対応できる体制も含む。）があり、以下のいずれも満たすこと。</u></p> <p>イ <u>精神科リエゾンチーム加算、又は認知症ケア加算1の届出を行っていること。</u></p> <p>ロ <u>精神疾患診療体制加算2又は救急搬送患者の入院3日以内の入院精神療法若しくは救命救急入院料の注2の加算の算定件数が年間20件以上であること。</u></p> <p>③ <u>当該保険医療機関の算定対象病棟において、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票におけるA得点が2点以上又はC得点が</u></p>

<p>総合入院体制加算 2</p> <p>① 年間の手術件数が 800件以上であること。なお、実績要件を満たすことが望ましい。</p> <p>② 精神科については、24時間対応できる体制（自院又は他院の精神科医が、速やかに診療に対応できる体制も含む。）があれば、必ずしも標榜し、入院医療を行う体制を必要としないこと。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>1点以上の患者が3割以上であること。</u></p> <p>④ <u>公益財団法人日本医療機能評価機構等が行う医療機能評価を受けている病院又はこれらに準ずる病院であること。</u></p> <p>総合入院体制加算 3</p> <p>① 年間の手術件数が 800件以上であること、<u>また実績要件について全て満たしていることが望ましく、少なくとも2つ以上を満たしていること。</u></p> <p>② 精神科については、24時間対応できる体制（自院又は他院の精神科医が、速やかに診療に対応できる体制も含む。）<u>があり、以下のいずれかを満たすこと。</u></p> <p><u>イ 精神科リエゾンチーム加算、又は認知症ケア加算 1 の届出を行っていること。</u></p> <p><u>ロ 精神疾患診療体制加算 2 又は救急搬送患者の入院 3 日以内の入院精神療法若しくは救命救急入院料の注 2 の加算の算定件数が年間 20 件以上であること。</u></p> <p>③ <u>当該保険医療機関の算定対象病棟において、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票における A 得点が 2 点以上又は C 得点が 1 点以上の患者が 2 割 7 分以上であること。</u></p>
---	--

<p>[実績要件]</p> <p>ア) 人工心肺を用いた手術 40件/年以上</p> <p>イ) 悪性腫瘍手術 400件/年以上</p> <p>ウ) 腹腔鏡下手術 100件/年以上</p> <p>エ) 放射線治療（体外照射法） 4000件/年以上</p> <p>オ) 化学療法 4000件/年以上</p> <p>カ) 分娩件数 100件/年以上</p>	<p>[実績要件]</p> <p>ア) 人工心肺を用いた手術 40件/年以上</p> <p>イ) 悪性腫瘍手術 400件/年以上</p> <p>ウ) 腹腔鏡下手術 100件/年以上</p> <p>エ) 放射線治療（体外照射法） 4,000件/年以上</p> <p>オ) 化学療法 <u>1,000件/年以上</u></p> <p>カ) 分娩件数 100件/年以上</p>
--	---

[経過措置]

平成 28 年 1 月 1 日に総合入院体制加算 1、加算 2 の届出を行っている保険医療機関については、平成 29 年 3 月 31 日までの間、それぞれ総合入院体制加算 1、加算 3 の基準を満たしているものとする。